

【10用 語】

【小作…こさく】地主から土地を借りて小作料を払い農業を行うこと。

【名所…などころ】名前と住所、小名（こな）・小字（こあざ）のこと、旧跡・名勝として有名な場所

【筆…ふで】検地帳に耕地・屋敷地一枚（区画）ごとに、その所在・地目・等級・面積・名請人（所持者）などを記したものを「一筆」（いっぴつ・ひとふで）という。

【高掛…たかがかり】「高割」ともいう。村で年貢・諸役・諸入用などを負担する場合、村高や各百姓の持ち高にに応じて割り当てること。高掛物（たかがかりもの）。

【小入用…こにゆうよう】「小入用夫錢」のこと。村に掛かる負担（課役）を免除される代わりに百姓が納めた金銭

【作徳…さくとく】年貢を納めた残り分、又は地主が小作人から取る小作料、作物の収穫

【加判人…かはんにん】保証人として借金証文などに連判した人

【10解 説】

「小作証文」とは、田畑などを借りて小作契約を結ぶ際に、年季や小作料等を取り決めるため小作人から地主に差し出した証文のことである。一般には、土地の所在地（名所）・等級・地目・面積・小作料（作徳）・小作期間（年季）・支払い方法・納期などが記された。なお、地主が質に取った土地をそのまま質入れ主の小作させることを直小作（じきこさく）といい、質入れ主とは別の者に小作させることを別小作（べつこさく）という。

本文書は、明治三年（一八七〇）二月、利根郡屋形原村（現、沼田市）の黒岩家が月夜野町に所持する下田二筆を同郡月夜野町（現、みなかみ町）の小作人の弟が借り受けた際の小作証文である。小作期間は明治三年から同七年までの五年間、小作料（作徳米）は毎年米二俵とし、この田地にかかる年貢・諸掛かりなどは小作人の方ですべて納め済ませることを約束していたことがわかる。